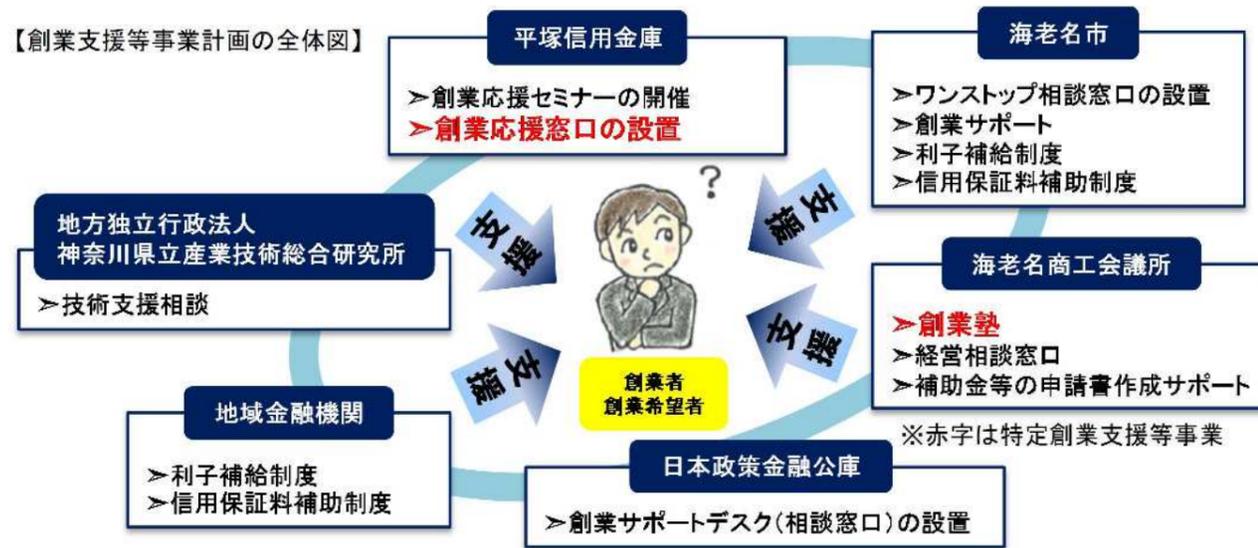


海老名市は あなたの創業を 応援します！

【創業支援等事業計画の全体図】



海老名市は、市内における創業を支援するため、創業支援等事業者と連携して実施する創業支援の内容をまとめた「創業支援等事業計画」を策定し、平成28年5月に国から認定を受けました。
この計画に基づき、海老名市は創業支援等事業者と協力して、海老名市で創業したい方や創業して間もない方を支援します。

特定創業支援等事業とは、創業を行おうとする方に対して行う経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識のすべての習得が見込まれる継続的な支援をいいます。



◆海老名市の創業支援等事業内容

▶ ご相談

制度	料金	内容	申込み・問合せ先
ワンストップ相談窓口 創業サポート	無料	各機関で受けられる支援内容を案内します。	海老名市経済環境部商工課 ☎046-235-4843(直通)
経営相談窓口	無料	専門の相談員が経営全般の相談をお受けします。	①海老名商工会議所
補助金等の申請書 作成サポート	無料	補助金等を申請するために必要な書類の書き方をアドバイスします。	②平塚信用金庫
創業応援窓口 特定創業支援等事業	無料	創業融資の経験が豊富な創業応援アドバイザーが各種相談に応じます。特に創業が実現間近の方に対しては、専門家と創業応援アドバイザーが連携し、きめこまやかな支援を行います。	③地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
技術支援相談	無料	技術的課題について相談を受け、さまざまな支援メニューを紹介します。	④日本政策金融公庫 厚木支店 国民生活事業
創業サポートデスク	無料	専任スタッフが話を伺い、ビジネスプランや創業の準備段階に応じて個別に的確なサポートを行います。	

▶ 講座・セミナー

制度	料金	内容	申込み・問合せ先
創業塾 特定創業支援等事業	有料	各分野の専門家を招き、開業手続きの実務や事業計画の作成について学べる連続講座を開催します。 ※「特定創業支援等事業」を受けた者として市が証明書を発行するためには、全体の7割以上の出席が必要です。	①海老名商工会議所
創業応援セミナー	交流会は有料	創業に必要な知識を身につけられる講座と交流会を開催します。	②平塚信用金庫

▶ 補助制度

制度	内容	申込み・問合せ先
海老名市中小企業事業資金等利子補給制度	商工会議所の経営指導を受けることにより利用することができる「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」の利用者に対して、支払った利子額の一部を補助します。	①海老名商工会議所
海老名市中小企業信用保証料補助制度	海老名市と契約した金融機関が、市の定めた要綱に従って市内中小企業者に融資する際、融資利率と利用者負担利率の差を市が負担することにより、利用者の利息負担を軽減します。	融資の申込みは、取扱金融機関(※)
※取扱金融機関	市内で商工業を営む中小企業者が、市の融資制度を利用した場合、神奈川県信用保証協会に支払った保証料を補助します。	

※取扱金融機関
静岡中央銀行厚木支店 寒川支店 座間支店 綾瀬支店 城南信用金庫海老名支店 相模大塚支店 スルガ銀行海老名支店 厚木支店 平塚信用金庫海老名支店 厚木支店 座間支店 きらぼし銀行海老名支店 さがみ野支店 厚木支店 横浜銀行海老名駅前支店 海老名支店 さがみ野支店 南海老名支店 厚木支店 綾瀬支店 長後支店 大和支店 横浜信用金庫海老名支店 さがみ野支店 けそな銀行海老名支店 みずほ銀行海老名支店 厚木支店 三井住友銀行海老名支店 厚木支店 大和支店 伊勢原支店 静岡銀行厚木支店

【創業までのイメージ図】



◆創業支援等事業者 問合せ先

① 海老名商工会議所
住所 海老名市めぐみ町 6-2
電話 046-231-5865
開所時間 平日(年末年始を除く)
8時30分~17時30分

② 平塚信用金庫 営業統括部 平塚信用金庫 海老名支店
経営サポートセンター
住所 平塚市紅谷町 11-19 住所 海老名市東柏ヶ谷 2-2-11
電話 0463-24-3071 電話 046-231-1088
店舗営業時間 平日(年末年始を除く)9時~15時
電話対応時間 平日(年末年始を除く)9時~17時

③ 地方独立行政法人
神奈川県立産業技術総合研究所
住所 海老名市下今泉 705-1
電話 046-236-1500
開所時間 平日(年末年始を除く)
8時30分~17時15分

④ 日本政策金融公庫 厚木支店 国民生活事業
住所 厚木市中町 3-11-21
明治安田生命厚木ビル
電話 046-222-3315
営業時間 平日(年末年始を除く)9時~17時

◆特定創業支援等事業を受けるメリット

海老名市創業支援等事業計画の中で定められた「特定創業支援等事業」で1ヶ月以上にわたり、4回以上、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の支援(1年以内に受けた複数事業を組み合わせることも可能)を受け、海老名市から証明書が発行されるとメリットを受けることができます。

<注意事項> ・メリットを受けるには条件及び審査などがありますので、全員がメリットを受けられるわけではありません。

メリット1

会社設立時の登録免許税の軽減

「創業前の個人」又は「創業後5年未満の個人」が、市内に株式・合同会社を設立する際の登録免許税が**軽減**

●株式会社: 資本金の0.7% → **0.35%** (最低税額 15万円 → 7.5万円)

●合同会社: 資本金の0.7% → **0.35%** (最低税額 6万円 → 3万円)

※設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

メリット2

創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を**事業開始の6ヶ月前**から利用可能

メリット3

日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸付利率の**引き下げ**の対象として、同資金を利用することが可能

◆メリットを受けるための手続き

メリットを受けるためには、特定創業支援等事業を受けたことを海老名市が証明する必要があります。証明書が必要な方は、次の書類を直接又は郵送で海老名市経済環境部商工課に提出してください。

提出書類 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書(必要部数+1部)

添付書類

- ①認定特定創業支援等事業に係る個人情報の提供等に関する同意書
- ②修了証が発行された場合は、その写し
- ③証明書申請時において、既に個人事業開業済みの場合は、税務署受付印が押印された「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し
証明書申請時において、既に法人開業済みの場合は、税務署受付印が押印された「法人設立・開設届出書」の写し

【証明書発行の流れ】



②証明書の申請

④証明書の発行



海老名市

③支援者・
支援内容の報告



創業希望者など

①特定創業支援等事業を受ける

特定創業支援等事業を実施している事業者

<注意事項> ・証明書の発行は無料ですが、**即日発行ではありません。**

・証明書の交付対象は、「事業を営んでいない個人」又は「事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人」です。

・証明書は、支援を受けたことを証明するものであり、メリットを受けることを保証するものではありません。

【問合せ先・申請書提出先】 海老名市 経済環境部 商工課
住所 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1
電話 046-235-4843(直通)
開庁時間 平日(年末年始を除く)8時30分~17時15分
ホームページ <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

令和6年4月発行

目指せ!社長!!

海老名で

創業



海老名市は応援します!

あなたの夢を!!

創業支援のご案内

海老名市 経済環境部 商工課